

「松江市熱中症対策に係る現場管理費補正試行」  
の手引き

令和7年5月改定

松 江 市

## 1. はじめに

本手引きは、松江市が発注する建設工事等（営繕工事は除く）において、熱中症対策に係る現場管理費補正（以下、本補正という）を試行するに当たり、必要な事項を定めたものである。

## 2. 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日、または日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の場合とする。

### (2) 工期

工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計とする。ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とすることが困難な場合等は、受発注者協議により別途定めた日を本補正における工事完成日とみなすことができるものとする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

## 3. 実施方法

(1) 本補正は、契約後、受注者の希望により現場管理費の補正を実施する受注者希望型とする。

(2) 受注者は、契約後の施工計画書の提出時、「その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法、熱中症対策の実施予定内容を記載し、提出するものとする。

## 4. 設計変更

発注者は、受注者からの報告により、真夏日率を用いて精算時に設計変更するものとする。

## 5. 気温の計測方法等

### (1) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温、または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

また、森林土木工事における標高差による気温の補正については、別途協議する方法により行うものとする。

### (2) 計測結果及び実施内容の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するとともに、工事打合簿により熱中症対策の実施内容を報告するものとする。

## 6. 積算方法等

(1) 松江市が発注する以下の建設工事等

- 主たる工種が屋外作業である工事（6.（2）の工事を除く）
- 道路、河川等の維持管理業務委託

1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*} \quad \text{※補正係数：1.2}$$

2) 現場管理費

本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。

$$\text{__対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数}) + \text{補正値})$$

3) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用

点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

(2) 松江市が発注する以下の建設工事

- 港湾・漁港漁場構造物工事
- 浚渫工事
- 海岸工事

1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正率を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\boxed{\text{補正率 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*} \quad \text{※補正係数：1.2}$$

2) 現場管理費

本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{施工地域を考慮した補正値} + \text{補正率})$$

3) 他補正との重複

「緊急工事の場合」と重複する場合の補正率は、両方合わせて最高2%までとする。

4) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用

点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

## 7. 既契約工事における変更

熱中症対策に係る費用は、本手引きによる現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。

- 現場管理費補正：主に作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）
- 現場環境改善費：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど）

## **8. その他**

上記の取り扱いについて、地域の実状等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。

<改定等一覧>

- 令和2年6月24日付け契第42号  
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について（通知）」
  - ・試行の手引きを策定
  
- 令和3年5月28日付け契第27号  
「熱中症対策に係る現場管理費補正試行の一部改定について（通知）」
  - ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定
  - ・「6. 積算方法等」について、港湾工事等を別記載とした
  
- 令和5年6月12日付け契第41号  
「熱中症対策に係る現場管理費補正試行の一部改定について（通知）」
  - ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温の特例規定を廃止
  
- 令和6年5月29日付け契第28号  
「熱中症対策に係る現場管理費補正試行の一部改定について（通知）」
  - ・真夏日の判断基準に暑さ指数（WBGT）を追加
  
- 令和7年5月12日付け契第28号  
「熱中症対策に係る現場管理費補正試行の一部改定について（通知）」
  - ・熱中症対策に係る費用の対象区分の追加